

福島県消費者教育推進大使「トラブルくん」デザインの使用取扱規程

（趣旨）

第1条 この使用取扱規程（以下「本規程」という。）は、福島県消費者教育推進大使「トラブルくん」（以下「トラブルくん」という。）のデザインを県機関、各市町村及び福島県生活環境部消費生活課長（以下「消費生活課長」という。）が承認した機関・団体が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（トラブルくんに関する権利）

第2条 トラブルくんに関する著作権等の一切の権利は、福島県生活環境部消費生活課（以下「県」という。）に帰属する。

（意義）

第3条 本規程において、用語の意義は、次に定めるとおりとする。

トラブルくんのデザイン

福島県消費生活センターキャラクター「トラブルくん」デザイン集に収録されているもの

（使用承認申請）

第4条 トラブルくんのデザインを使用する場合は、消費生活課長に対し、承認申請を行わなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、「福島県消費者教育推進大使『トラブルくん』デザイン使用承認申請書」（別紙様式）に次の書類を添えて、消費生活課長に提出しなければならない。

- (1) トラブルくんのデザインの利用状況がわかる完成見本等
- (2) その他消費生活課長が必要と認める書類

3 消費生活課長は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

（使用承認の基準等）

第5条 消費生活課長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条の承認（以下「使用承認」という。）をすることができる。

- (1) トラブルくんのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) トラブルくんの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) 県のイメージ、品位を傷つけるおそれのある場合
- (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (6) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合、及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (8) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (9) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (10) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合

（使用期間）

第6条 トラブルくんのデザインの使用期間は、使用承認の日から1年以内であって消費生活課長が必要と認める日までとする。

（使用方法）

第7条 トラブルくんのデザインを使用する者は、「福島県消費生活センターキャラクター『トラブルくん』デザイン集」に掲載されているデザインを使用するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、事前に消費生活課長へ協議しなければならない。

- (1) トラブルくんのデザインの一部のみを使用する場合
- (2) トラブルくんのデザインを変形、加工する場合
- (3) トラブルくんのデザインを他の図形や文字と重ねて使用する場合

（使用料）

第8条 トラブルくんのデザイン使用料は、当分の間、無償とする。

（承認通知）

第9条 トラブルくんのデザインの使用を承認する場合は、申請者に対し書面によりその旨を通知する。

2 消費生活課長は、使用を承認するに際し条件を付することができる。

（不承認通知）

第10条 トラブルくんのデザイン使用を承認しない場合は、申請者に対し書面によりその旨を通知する。

（使用上の遵守事項）

第11条 トラブルくんのデザインを使用する際は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として、トラブルくんのデザインに「福島県消費者教育推進大使トラブルくん」の表記を付すこと。
- (2) 事前協議をおこなったものについては、承認された内容・用途のみに使用すること。
- (3) 当該使用に係る物品等の完成品を完成後30日以内に消費生活課長へ提出すること。ただし、現物の提出が困難な場合は、写真等を提出すること。
- (4) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者が本規程に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (5) 第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (6) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守すること。
- (8) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者が本規程の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (9) 物品等の製造及び販売に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに消費生活課長に事故等の状況を報告し、消費生活課長の指示に従うこと。

（使用状況及び使用実績の確認）

第12条 消費生活課長が必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、トラブルくんのデザインの使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

（地位の承継）

第13条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

（使用承認の取消し等）

第14条 次の各号に該当する場合は、使用承認の取消し、使用条件の変更、使用物品等の回収を求める等の措置を行うことができる。

- （1） 使用者が本規程又は使用承認の条件に違反したとき。
- （2） 第4条第2項に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- （3） 第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （4） その他トラブルくんのデザインの使用を継続することが不適当であると認めたとき。

2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者は、使用承認を取り消された日からトラブルくんのデザインを使用することができないものとする。

（使用の非独占・県の非推奨等）

第15条 本規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してトラブルくんのデザインを使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について県による推奨又は品質保証を行うものではない。

（損害賠償等の責任）

第16条 トラブルくんのデザインの使用に関して生じた損失について、県は損害賠償等の一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、トラブルくんのデザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、トラブルくんのデザインの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（その他）

第17条 本規程に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、消費生活課長が別に定める。

附 則

本規程は、令和7年11月25日から施行する。